

姫 監 公 表 第 8 号

令和 8年 5月 26日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	白 井 義 一
同	山 口 悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 観光経済局（前期）定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等  
交付団体監査結果報告書
- 2 観光経済局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 消防局定期監査結果報告書
- 4 選挙管理委員会事務局定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

# 令和7年度 消防局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

## 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### (2) 監査の対象

消防局

総務課、警防課、救急課、予防課、情報指令課

### (3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

### (4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

### (5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和8年1月7日から同年3月23日まで

## 2 監査の結果

監査の結果、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。